

小規模保育事業所設置運営事業者募集要項（概要）

1. 趣旨

習志野市では、増加する待機児童の早期解消と多様化する保育需要に対し柔軟な保育サービスの向上を図るため、保育所等の整備を進めております。待機児童の大半を占めているのが、特に 0 歳児から 2 歳児であり、低年齢児に対する保育需要が高いのが現状であります。

このことから、原則 0 歳児から 2 歳児を対象とする定員 19 人以下の小規模保育事業所 A 型又は B 型を実施する法人を『習志野市小規模保育事業所設置運営事業者募集要項』により募集いたします。

2. 整備地区

(1) 整備及び開設時期

平成 28 年度中に施設整備を完了させるとともに、習志野市の認可を受け、平成 29 年 4 月 1 日に開設すること。

(2) 整備地区

| 種類 | 整備地区 | 箇所数 | 利用定員 |
|-----------------------|-----------------|-----|--------|
| 小規模保育事業所 A 型又は B 型 | 第一中学校区 谷津・奏の杜地区 | 1 | 18 名程度 |

※ 整備地区が第一中学校区と近隣する場合は、市と協議する。

(3) 事業類型

小規模保育事業所 A 型又は B 型を整備すること。

3. 開設時間及び保育時間

(1) 開園時間

日曜日、国民の祝日を除く午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間

(2) 保育時間

※延長保育の実施により、午後 7 時以降も開園することは可能。

【保育短時間認定】午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の 8 時間

【保育標準時間認定】午前 7 時から午後 6 時の 11 時間

4. 応募資格

千葉県内において次のいずれかの要件を満たす法人であること。

- ①認可保育所・認可幼稚園・認定こども園を運営している法人
- ②すでに認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業を実施している法人
- ③習志野市民間保育施設入所児童助成金の対象となっている民間保育施設を運営している法人
- ④上記①、②に掲げるほか、公的補助金を活用し民間保育施設を運営しているなど保育事業運営の実績がある法人等

5. 施設整備に関する補助

賃貸物件を改修して整備する場合に限り、厚生労働省所管の「保育対策総合支援事業費補助金」における「小規模保育事業改修費等支援事業」に基づき、習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金を活用する。

【基準額】 1 事業所当たり 22,000 千円（上限）

【負担割合】 国・市 3 / 4 設置主体 1 / 4

※「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成 28 年 4 月 7 日付厚児発 0407 第 2 号）に基づき、補助基準額の増額が予定されているため、国の補助要綱等が改正された場合は、別途市と協議するものとする。

6. 今後の日程

| 日程 | スケジュール |
|-----------------------------------|--------------|
| 平成 28 年 5 月 25 日～平成 28 年 7 月 29 日 | 募集要項等の配布 |
| 平成 28 年 6 月 20 日～平成 28 年 6 月 24 日 | 質問受付期間 |
| 平成 28 年 7 月 1 日頃 | 質問に対する回答 |
| 平成 28 年 7 月 25 日～平成 28 年 7 月 29 日 | 応募書類の受付 |
| 平成 28 年 7 月下旬～8 月下旬 | 審査（書類・面接審査等） |
| 平成 28 年 9 月上旬頃 | 選定結果通知 |
| 平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月 | 施設整備・認可及び確認 |
| 平成 29 年 4 月 | 開設 |